	項目	内容	亀山市担当部署	県/国等担当部署
建築確認申請		亀山市内での建築物、工作物を建築する 際には、建築確認申請が必要です。	建築開発グループ(建築担当) 0595-84-5088	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
		なお、建築物の規模、用途により審査機 関が異なります。(右記参照)	(建築物) 建築基準法第6条第1項第4号に該 当するもの(都市計画区域内の み) ・特殊建築物で200㎡以下 ・木造で2階以下、500㎡以下、 高さ13m以下、軒高9m以下 ・木造以外で1階かつ200㎡以下 ※ただし許可案件は除く	
山 問 給 杏 •	• 完了給杏	 予め、検査日時を調整の上、確認処分を	 (工作物)	 ※左記以外の建築物、
中間検査・完了検査		受けた機関に直接、申請書を提出願います。		工作物
建築計画概要書等の閲覧		建築物の規模、用途により閲覧場所が異なります。(右記参照)	※建築基準法第6条第1項第4号以外の建築物の敷地内に築造するものを除く	
消防との協議		建築物にかかる許可又は確認に関する消 防長の同意に関すること。	消防本部予防グループ(消防庁舎) 0595-82-9492	_
道路等	建築基準法上の 道路判断、相談	建築基準法上の道路種別は右記で確認願います。	建築開発グループ(建築担当) 0595-84-5088	_
	狭あい道路事業	2項道路、建築基準法第43条第2項第 2号許可空地でセットバックを要する場合、事前に道路中心を決定する必要がありますので、境界立会いの申請を行って下さい。	0595-84-5102	_
	市道	右記窓口のほか、HPでもご確認いただけます。		
	赤道	赤道に関する相談、払下げ等		
	官民境界	敷地が赤道、青道・官有地に接する場合、事前に境界を決める立会いの手続きを行って下さい。		
	道路加工・占用	建築物の敷地への乗入れや側溝への排水のために道路を加工、占用する場合は道路加工承認等の手続きを行って下さい。		
	青道、用悪水路、井溝など	占用、加工等に関する相談	管理グループ 0595-84-5102 下水道工務グループ(関支所) 0595-97-0627 農林施設グループ 0595-84-5082	
	県道(県管理の 国道を含む。)	道路幅員、県道への乗入れ、加工等		鈴鹿建設事務所 総務・管理室 059-382-8683
	国道	道路幅員、国道への乗入れ、加工等	_	中部地方整備局 三重河川国道事務所 059-345-2516
	農道	農道に関すること	農林施設グループ 0595-84-5082	_
	都市計画道路、 都市計画施設	都市計画法第53条第1項の許可に関す ること。	都市計画グループ 0595-84-5046	_

	項目	内容	亀山市担当部署	県/国等担当部署
道路等	都市計画道路、 都市計画施設	都市計画法第65条第1項の許可に関す ること。	_	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	位置指定道路	道路位置の指定を受けて道路を築造する 場合の手続きに関すること。	0595-84-5088	_
	条第2項第1号認	建築基準法上の道路に接しない敷地に建築物を建築する場合には、亀山市の認定 又は三重県の許可が必要となります。	建築開発グループ (建築担当) 0595-84-5088 ※許可は三重県	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	_	河川区域、各種手続きに関すること。	河川流域グループ 0595-84-5079	中部地方整備局 三重河川国道事務所 O59-345-2516 鈴鹿建設事務所 総務・管理室 O59-382-8683
土地等	登記、公図	土地、建物の登記、公図、地積測量図等 に関すること。	_	津地方法務局 059-228-4191
	都市計画	都市計画区域、用途地域に関すること。	都市計画グループ 0595-84-5046	_
	農地転用	農地に建築物を建築する場合の手続きに 関すること。	農林政策グループ 0595-84-5068	_
	砂防法	砂防指定区域内での建築、地盤の掘削等で一定規模以上の行為を行う場合の手続きに関すること。	0595-84-5042	鈴鹿建設事務所 総務・管理室 059-382-8683
	険区域	急傾斜地崩壊危険区域内での建築・地盤 の掘削等で一定の規模以上の場合の手続 きに関すること。		
	士砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	区域の指定に関すること。	防災安全グループ 0595-84-5035	命鹿建設事務所 総務・管理室 059-382-8683
		区域内の開発行為、建築規制に関すること。	建築開発グループ(建築担当) 0595-84-5088	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	宅地造成工事規 制区域	三重県内での指定はありません。 (R3年4月現在)	_	三重県県土整備部 建築開発課 開発審査班 059-224-3087
	条例第6条(がけ 条例)	高低差2m、勾配30度を超える傾斜地 (がけ)に近接して建築する場合の規制 に関すること。	0595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に 該当するものに限る	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
		埋蔵文化財包蔵地に建築物を建築する場合の手続きに関すること。	所) 0595-96-1218	
	伝統的建造物群 保存地区(伝建 地区)	関町の伝統的建造物群保存地区で建築等を行う場合の手続き等に関すること。	伝建地区の範囲: 都市計画グループ 0595-84-5046 手続き等事前相談: まちなみ文化財グループ(関支所) 0595-96-1218	_
	国土利用計画法	一定面積(都市計画区域内5,000㎡、 都市計画区域外10,000㎡)以上の土地 取引にかかる届出に関すること。 ※契約日を含め14日以内に		三重県地域連携部 水資源・地域プロジェ クト課 水資源・土地利用班 059-224-2010

項目		内容		県/国等担当部署
土地等		都市計画施設等に関わる土地の取引にか かる届出に関すること。	用地グルーブ 0595-84-5045	三重県県土整備部 公共用地課 審査調整班 059-224-2661
	自然公園法	鈴鹿国定公園内で建築等を行う場合の手続きに関すること。 ※関町富士ハイツで建築行為を行う場合、許可判断基準に基づいた許可申請が必要。(建ペい率60%、容積率100%以下など)		四日市農林事務所 森林林業室 林業振興課 059-352-0655
	土壌汚染対策法	土壌汚染対策法による3,000㎡以上の 土地の形質の変更を行う場合の届出に関すること。 ※着手日の30日前までに		鈴鹿地域防災総合事務 所 環境室 059-382-8675
	三重県自然環境 保全条例	自然環境保全条例による1haを超える自然地(樹林地、農地、湿地、湖沼等)が含まれた開発行為の届出に関すること。 ※着手日の30日前までに		四日市農林事務所 森林林業室 059-352-0653
	森林法	森林(地域森林計画の対象となっている 民有林)の開発面積が1haを超える土地 の形質の変更を行う場合の許可の手続き に関すること。	0595-84-5068 ※許可は三重県	三重県農林水産部 治山林道課 059-224-2573
		森林(地域森林計画の対象となっている 民有林)の伐採及び伐採後の造林届出の 手続きに関すること。		_
	三重県土採取規制条例	土の採取(切土、床掘その他土地の掘削)にかかる認可に関すること。	_	鈴鹿建設事務所 総務管理室 059-382-8683
開発行為	都市計画法(29条)	建築物の建築又は特定工作物の建設を目的とする1,000㎡以上の土地の区画形質の変更にかかる手続きに関すること。		(開発区域の面積が 1ha以上の場合) 三重県県土整備部 建築開発課 開発審査班 059-224-3087
	三重県宅地開発 事業の基準に関 する条例	都市計画区域外において、建築物の建築を目的とする3,000㎡以上1ha未満の土地の区画形質の変更にかかる手続きに関すること。(1ha以上は都市計画法の開発許可が必要)	0595-84-5088	(開発区域の面積が 1ha未満の場合) 四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	亀山市環境保全 条例(亀山市開 発行為等審査要 綱)	環境保全条例にかかる届出等の手続きに関すること。 (届出が必要な開発行為等) ・1,000㎡以上の土地の区画形質の変更 ・延べ面積が500㎡を超える建築物の建築 ・5,000㎡以上の山林の伐採 ・1,000㎡以上の山村の伐採 ・1,000㎡以上の土石、砂利等の採取 ・産業廃棄物処理施設の建設 ・市長が特に環境保全上必要と認める行為	0595-84-5088	

[場立地法	景観条例にかかる届出等の手続きに関すること。 (一般地区) ・建築物:高さ10m又は建築面積500mを超えるもの ・開発:土地の面積3,000mを超えるもの (景観形成推進地区) ・建築物:全て ・開発:土地の面積1,000mを超えるもの ※着手日の30日前までに 一定規模以上の製造業、電気・ガス・熱供給業にかかる工場又は事業場を新設す	0595-84-5046	
□場立地法	・建築物:高さ10m又は建築面積500 ㎡を超えるもの ・開発:土地の面積3,000㎡を超える もの (景観形成推進地区) ・建築物:全て ・開発:土地の面積1,000㎡を超える もの ※着手日の30日前までに 一定規模以上の製造業、電気・ガス・熱 供給業にかかる工場又は事業場を新設す		
[場立地法	(景観形成推進地区) ・建築物:全て ・開発:土地の面積1,000㎡を超えるもの ※着手日の30日前までに 一定規模以上の製造業、電気・ガス・熱供給業にかかる工場又は事業場を新設す	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
[場立地法	※着手日の30日前までに 一定規模以上の製造業、電気・ガス・熱 供給業にかかる工場又は事業場を新設す	去 丁₩#年節尺!! →	
	供給業にかかる工場又は事業場を新設す		
	る場合にかかる手続きに関すること。		_
	※連続した敷地面積の合計9,000㎡以上、又は建築面積の合計3,000㎡以上		
	※着手日の90日前までに		
、規模小売店舗 江地法	店舗面積1,000㎡を超える店舗を新設する場合等にかかる手続きに関すること。	_	三重県雇用経済部 中小企業・サービス産 業振興課 中小企業・サービス産 業振興班 059-224-2534
			_
対震改修促進法	耐促法による認定に関すること	0595-84-5088	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
E 宅重度知的障 がい者等住宅改 多工事補助金	在宅重度知的障がい者等に対応するため の住宅改修に対する補助金の申請等に関 すること。	高齢者支援グループ 0595-84-3312	_
	建築物の解体:80㎡以上 ※着手日の7日前までに(以下同じ)		四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
建設リサイクル法(解体等にか	建築物の新築・増築:500㎡以上	※建築基準法第6条第1項第4号に 該当するものに限る。	
1.の佃立寺/			
	その他の工作物に関する工事:500万円以上	_	鈴鹿建設事務所 事業推進室 059-382-8686
	給水工事を行う場合の手続き、指定工事 業者等に関すること。	上水道工務グループ (関支所) 0595-97-0622	
	公共下水道、農業集落排水への接続工事 を行う場合の手続き、指定工事業者等に 関すること。	下水道工務グループ(関支所) 0595-97-0627	
争化槽	補助金に関すること。	下水道管理グループ (関支所) 0595-97-0628	_
	設置届に関すること。		鈴鹿地域防災総合事務 所 環境室 059-382-8675
			ー般財団法人三重県水 質検査センター 059-213-0707
	本	上、又は建築面積の合計3,000㎡以上 ※着手日の90日前までに 「規模小売店舗」 「店舗面積1,000㎡を超える店舗を新設する場合等にかかる手続きに関すること。 「課化補助事業 昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震診断、耐震補強等に対する補助金の申請等に関すること。 「記書を担め障 在宅重度知的障がい者等に対応するための任宅改修に対する補助金の申請等に関すること。 「建築物の解体:80㎡以上 ※着手日の7日前までに(以下同じ)建築物の新築・増築:500㎡以上 ※建築物の新築・増築:500㎡以上 ・ ※着手の7日前までに(以下同じ) ・ 建築物の解体・模様替:1億円以上 ・ その他の工作物に関する工事:500万円以上 ・ 不道 給水工事を行う場合の手続き、指定工事業者等に関すること。 ・ ※排水先については、各排水先の管理 ・ ※排水先については、各排水先の管理	※着手日の90日前までに 「規模小売店舗 積1.00公mを超える店舗を新設 する場合等にかかる手続きに関すること。 「課金化補助事業 昭和56年5月以前に建築された住宅の 前震診断、耐震補強等に対する補助金の 0595-84-5038 申請等に関すること。 「開業に関すること。 理薬開発グループ (建築担当) 0595-84-5088 ※建築基土第6条第1項第4号に設当するものに限る 高齢者支援グループ (3595-84-3312 すること。 2595-84-3312 事務的金の申請等に関すること 2595-84-3312 事務的金の時等に対した。 2595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に設当するものに限る 2595-84-5088 ※選挙列の解体・80所以上 2595-84-5088 ※選挙列の解体・80所以上 2595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に設当するものに限る 2595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に設立 0595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に設当するものに限る。 2695-97-0622 ※ 2417水道、農業集落排水への接続工事 26751場合の手続き、指定工事 26710号の手続き、指定工事 26710号の 0595-97-0628 27 27 28 28 28 28 28 29 29 29 29 29 29 29 20 20 29 29 20 20 29 29 20 20 29 29 20 20 29 29 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20

	項目	内容	亀山市担当部署	県/国等担当部署
地域	住居表示	下記の地区内で建築物を新築する場合、 工事完成までに申請が必要です。 北鹿島町、南鹿島町、天神町、和賀町、 小下町、上野町、高塚町、本町、東台 町、北山町、北町、東町、江ヶ室町、中 屋敷町、野村町、北野町、南野町、若山 町		_
	自治会	建築物を新築する場合、騒音、振動、排水、日照、ゴミ処理、自治会加入等当該 自治会との協議調整をお願いします。		
	ゴミ	家庭から出るゴミは、各自治会管理の集 積所で収集を行なっています。建築物を 新築される場合、事前に地区の自治会と 協議して下さい。	環境センター内)	_
その他	バリアフリー法	特定建築物の建築等及び維持保全計画の 認定の手続きに関すること。	建築開発グループ (建築担当) 0595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に 該当するものに限る。	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	三重県ユニバー サルデザインの まちづくり推進 条例	UD条例にかかる建築物の事前協議等の 手続きに関すること。	建築開発グループ (建築担当) 0595-84-5088 ※協議書等の受付のみ	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	建築物省工ネ法	建築物(延べ面積300㎡以上)の省エネ措置にかかる届出等に関すること。 ※着手日の21日前までに	建築開発グループ(建築担当) 0595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に 該当するものに限る。	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	長期優良住宅	長期優良住宅の認定に関すること。	建築開発グループ (建築担当) 0595-84-5088	三重県県土整備部 住宅政策課 住まい支援班 059-224-2720 四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	低炭素促進法	低炭素建築物の認定に関すること。	建築開発グループ (建築担当) 0595-84-5088 ※建築基準法第6条第1項第4号に 該当するものに限る。	四日市建設事務所 建築開発室 059-352-0684
	屋外広告物	屋外広告物の許可に関すること。	_	鈴鹿建設事務所 総務・管理室 059-382-8683
	亀山市立地適正 化計画	亀山市立地適正化計画に伴う届出に関す ること。	都市計画グループ 0595-84-5046	_
	※ H29.10.1 よ り施行	(居住誘導区域外) ・3戸以上の住宅目的の開発行為 ・3戸以上の住宅の新築 など (都市機能誘導区域外) ・1,000㎡以上の商業施設 ・小学校 など		
	- 00 NU 2V 11	※着手日の30日前かつ、開発行為の手続までに		
	ガイドライン	三重県太陽光発電施設の適正導入に係る ガイドラインの手続きに関すること。 	境センター内) 0595-96-8095	三重県雇用経済部 ものづくり産業振興課 059-224-2393
	※H29.7.1 より 施行	※出力50KW以上の太陽光発電施設を 設置する場合、県及び市に「事業概要 書」の提出が必要		

項目		内容	亀山市担当部署	県/国等担当部署
その他	評価条例	環境アセスメントの手続きに関すること ※20ha(簡易アセスは10ha)以上の 工業団地、住宅団地、太陽光発電 など		三重県環境生活部 地球温暖化対策課 059-224-2366
	埋立て等の規制	土砂等の埋立て等の規制に関すること ※3,000㎡以上かつ高さが1mを超える土砂等の埋立て等を行う場合には許可が必要		鈴鹿地域防災総合事務 所 環境室 059-382-8675